

2008年12月8日
(社)日本出版取次協会

お知らせ

12月5日付で、中小企業信用保険法第2条第4項の5号の「業況の悪化している業種」に「取次業」が指定されました。産業分類番号の関係で、「5499 他に分類されないその他の卸売業」の中の一つとして書籍・雑誌卸売業に限る、と記載されています。

これによって、以下の要件を満たす中小企業者である取次は、セーフティネット保証制度の対象になり、金融機関から融資を受ける際には一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8,000万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

今回の追加指定業種は12月10日から本制度の対象となります。

【対象中小企業者】

- 以下のいずれかの要件を満たす中小企業者
- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
 - 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
 - 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

【保証限度額】

(一般保証限度額) 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内	+	(別枠保証限度額) 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内
---	---	---

【手続きの流れ】

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

【取り扱い機関】 [各都道府県等の信用保証協会](#)

詳細につきましては別添資料等をご参照ください。

本制度及びその利用等に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

○ [最寄りの信用保証協会](#)

- 中小企業庁金融課 電話：03（3501）1511（内線5271～5275）

原材料価格高騰対応等緊急保証の特定業種指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

平成20年12月10日からの追加指定業種リスト

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類にて判断することとする

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	1021		果実酒製造業
2	1062		単体飼料製造業
3	2336		磨棒鋼製造業
4	2337		引抜鋼管製造業
5	2392		鉄スクラップ加工処理業
6	2421		鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
7		2579	その他の金属線製品製造業（金網製造業、ビニル被膜鉄線製造業に限る。）
8	2621		農業用機械製造業（農業用器具を除く。）
9	2664		印刷・製本・紙工機械製造業
10	2667		半導体製造装置製造業
11	2675		動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
12	2677		油圧・空圧機器製造業
13	2678		化学機械・同装置製造業
14	2683		娯楽機械製造業
15	2689		その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
16	2729		その他の民生用電気機械器具製造業
17	2731		電球製造業
18	2732		電気照明器具製造業
19	2751		電気計測器製造業（別掲を除く。）
20	2821		電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く。）

21	2911		電子管製造業
22	2912		半導体素子製造業
23	2913		集積回路製造業
24	2914		抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
25	2915		音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
26	2916		コネクタ・スイッチ・リレー製造業
27	2917		スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業
28	2918		プリント回路製造業
29	2919		その他の電子部品製造業
30	3131		医療用機械器具製造業
31	3132		歯科用機械器具製造業
32	3134		医療用品製造業
33	4131		新聞業
34	4141		出版業
35	4431		貨物軽自動車運送業
36	4441		集配利用運送業
37	4822		運送取次業
38	4831		運送代理店
39	5111		米麦卸売業
40	5112		雑穀・豆類卸売業
41	5234		非鉄金属卸売業
42	5241		空瓶・空缶等空容器卸売業
43	5243		非鉄金属スクラップ卸売業
44	5244		古紙卸売業
45	5249		その他の再生資源卸売業
46	5311		農業用機械器具卸売業
47	5312		建設機械・鉱山機械卸売業
48	5313		金属加工機械卸売業
49	5314		事務用機械器具卸売業
50	5319		その他の一般機械器具卸売業
51	5392		精密機械器具卸売業
52	5393		医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む。）

53	5422		医療用品卸売業
54	5423		化粧品卸売業
55	6021		農業用機械器具小売業
56	7351		あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
57		7672, 7799	自動車教習所（指定自動車教習所及び届出自動車教習所に限る。）
58	7731		学習塾
59		7746	スポーツ・健康教授業（フィットネスクラブを除く。）（スイミングスクール、ダイビングスクールに限る。）
60	8081		写真業（商業写真業を除く。）
61	8094		翻訳業（著述家業を除く。）
62	8221		理容業
63	8231		美容業
64	8241		公衆浴場業
65		8251	特殊浴場業（温泉浴場業、蒸しぶろ業、サウナぶろ業、鉱泉浴場業に限る。）
66	8292		エステティック業
67	8361		葬儀業
68	8362		結婚式場業
69	8392		結婚相談業、結婚式場紹介業
70	8393		写真現像・焼付業
71		8499	他に分類されない娯楽業（ヘルスセンターに限る。）
72	8792		時計修理業
73	8822		建設機械器具賃貸業
74	8841		自動車賃貸業
75	8899		他に分類されない物品賃貸業（介護用品賃貸業に限る。）
76	9041		ビルメンテナンス業
77	9049		その他の建物サービス業
78	9061		警備業

79	9091		ディスプレイ業
80	9095		労働者派遣業

範囲変更（8業種）

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	1024		蒸留酒・混成酒製造業
2		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業 （検数業、検量業、船積貨物鑑定業、港湾運送 関連業（他に分類されないもの）に限る。）
3	5029		その他の衣服・身の回り品卸売業
4	5124		乾物卸売業
5		5499	他に分類されないその他の卸売業（花き卸売 業、植木卸売業、書籍・雑誌卸売業、ペット用 品卸売業、木炭卸売業、まき卸売業、練炭卸売 業、豆炭卸売業、オガライト卸売業（オガタン を含む）、成型木炭卸売業、たどん卸売業に限 る。）
6	6071		時計・眼鏡・光学機械小売業
7		6099	他に分類されないその他の小売業（美術品小売 業に限る。）
8	8059		その他の土木建築サービス業

中小企業の皆さんへ

中小・小規模企業を全力をあげて応援します！

中小企業庁

資金繰り支援に万全を期します！

- 10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から20兆円にまで3倍以上に拡大しました。
 - ・ 対象業種は、全国の中小・小規模企業者260万企業をカバーする600超の業種に拡大しました。
 - ・ この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。
 - ・ 一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円（担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円）までの保証を利用できます。

※対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)でご確認ください。

- セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。この貸付の枠も3兆円から10兆円にまで3倍以上に拡大します。
 - ・ 全業種の方が4億8千万円（中小企業の方）、4.8千万円（小規模企業の方）まで利用できます。
 - ・ 特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。
 - ・ 特別貸付は、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に加え、(株)商工組合中央金庫でも行う予定です。

中小・小規模企業への貸し渋り防止に全力で取り組みます！

- 金融機関が、中小・小規模企業の実態を踏まえた融資を行い、また、責任共有制度を口実として融資を拒否することがないように、10月28日に中小企業庁から金融庁に、金融機関への周知徹底を要請し、10月29日に、金融庁から金融関係団体への要請を行いました。
- 中小・小規模企業の、将来における資金需要に応えることができる「予約保証制度」が、11月21日からスタートしました。
- 金融機関がより柔軟に貸出条件の緩和に応じることができる環境整備のため、金融庁は、11月7日付で「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等を改定しました。
- 各地の経済産業局に「中小企業金融貸し渋り110番」を開設し、中小・小規模企業の皆さんからのご相談をうかがっています。
- 中小企業庁と金融庁が連携して、中小・小規模企業から金融に関するご意見やお悩みを伺う会を全国で開催しています。

生活対策における税制措置！

- 中小・小規模企業の軽減税率の時的引き下げなど税制措置を拡充し、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業を税制面から幅広く支援します。 ※平成21年度税制改正事項
- ・ 法人税の軽減税率（現行は、年間の所得額800万円以下の部分に対して22%）に関し、中小・小規模企業の軽減税率を時的に引き下げます。
- ・ 前年度が黒字で本年度が赤字の企業について、赤字を繰戻し、前年度の黒字と相殺することで、前年度納付した法人税額を還付します。

安全・安心な商店街づくりを応援します！

- 防犯灯、防犯カメラ、AEDなどの商店街への設置を補助し、安心して快適な、にぎわいあふれる商店街づくりを応援します。
- 自治体による商店街活性化の取組を、財政面で支援します。

地域を担う中小・小規模企業を応援し、地域を元気にします！

- 首都圏はじめ大都市圏やさらには海外市場への販路拡大支援や、独創的な商品（オンリーワン商品）を公共調達する仕組みづくりにより、中小・小規模企業の新事業展開を応援します
- 中小・小規模企業の人材確保・育成のために行われる研修事業などを応援します。

経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783（直）

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-222-2425（直）

関東経済産業局 産業部中小企業課／中小企業金融課

TEL 048-600-0334（直）

TEL 048-600-0425（直）

中部経済産業局 産業部中小企業課

TEL 052-951-2748（直）

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024（直）

中国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 082-224-5661（直）

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529（直）

九州経済産業局 産業部中小企業課

TEL 092-482-5448（直）

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755（直）

中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業を 全力をあげて応援します！

— 10月31日にスタートした緊急保証の対象業種が600超に拡大！ —



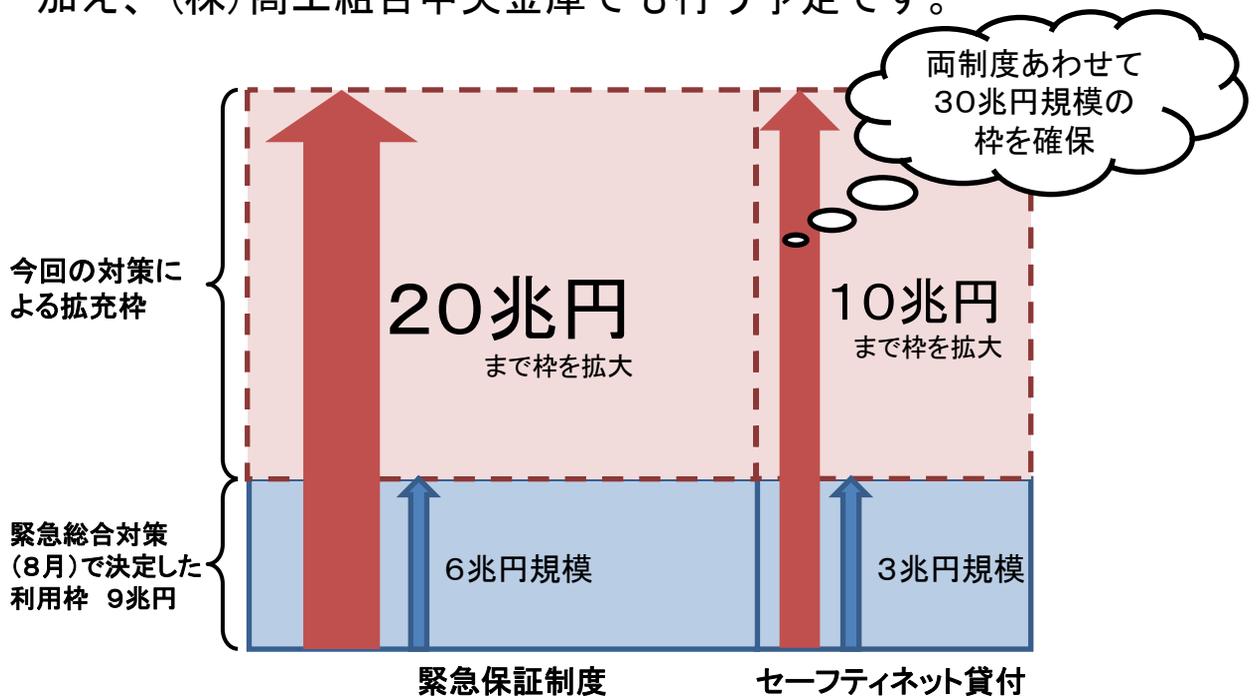
資金繰り支援に万全を期します！

中小・小規模企業の方々が資金繰りに不安がないよう30兆円規模の保証・融資枠を確保しました！

- 10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から20兆円にまで3倍以上に拡大します。
- 対象業種を、全国の中小・小規模企業者260万企業をカバーする600超の業種に大幅に拡大しました。（※）
- この緊急保証制度は、信用保証協会の**100%保証**です。責任共有制度の適用はありません。
- **一般保証8,000万円に加えて、別枠で8,000万円**（担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円）までの保証を利用できます。

※対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)で確認できます。

- また、セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。この貸付の枠も3兆円から10兆円にまで3倍以上に拡大します。
- **全業種の方が、4億8000万円（中小企業の方）、4800万円（小規模企業の方）まで**利用できます。
- 特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。
- 特別貸付は、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に加え、(株)商工組合中央金庫でも行う予定です。



中小・小規模企業への貸し渋り防止に全力で取り組みます！

- 金融機関が、中小・小規模企業の実態を踏まえた融資を行い、また、責任共有制度を口実として融資を拒否することがないよう、10月28日に中小企業庁から金融庁に、金融機関への周知徹底を要請し、10月29日に、金融庁から金融関係団体への要請を行いました。
- 中小・小規模企業の、将来における資金需要に応えることができる「**予約保証制度**」が、11月21日からスタートしました。
- 金融機関がより柔軟に貸出条件の緩和に応じることができる環境整備のため、金融庁は、11月7日付で「**金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕**」等を改定しました。
- 各地の経済産業局に「**中小企業金融貸し渋り110番**」を開設し、中小・小規模企業の皆さんからのご相談をうかがっています。
- 中小企業庁と金融庁が連携して、中小・小規模企業から金融に関するご意見やお悩みを伺う会を全国で開催しています。

生活対策における税制措置！

- 中小・小規模企業の軽減税率の時限的引き下げなど税制措置を拡充し、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業を税制面から幅広く支援します。

※平成21年度税制改正事項

- 法人税の軽減税率(現行は、年間の所得額800万円以下の部分に対して22%)に関し、中小・小規模企業の軽減税率を時限的に引き下げます。
- 前年度が黒字で本年度が赤字の企業について、赤字を繰戻し、前年度の黒字と相殺することで、前年度納付した法人税額を還付します。

安全・安心な商店街づくりを応援します!

- 防犯灯、防犯カメラ、AEDなどの商店街への設置を補助し、安心して快適な、にぎわいあふれる商店街づくりを応援します。
- 自治体による商店街活性化の取組を、財政面で支援します。

地域を担う中小・小規模企業を応援し、 地域を元気にします!

新事業展開を応援します!

- 首都圏はじめ大都市圏やさらには海外市場への販路拡大支援や、独創的な商品(オンリーワン商品)を公共調達する仕組みづくりにより、中小・小規模企業の新事業展開を応援します。

人材確保・育成を応援します!

- 中小・小規模企業の人材確保・育成のために行われる研修事業などを応援します。

経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課
TEL 011-709-1783(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課
TEL 022-222-2425(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課／中小企業金融課
TEL 048-600-0334(直)

TEL 048-600-0425(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課
TEL 052-951-2748(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課
TEL 06-6966-6024(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課
TEL 082-224-5661(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課
TEL 087-811-8529(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課
TEL 092-482-5448(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課
TEL 098-866-1755(直)

原材料価格高騰対応等緊急保証制度に関する Q & A

問 1 . どのような中小企業が緊急保証制度を利用できますか。

(答)

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方が対象となります。

指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス 3 % 以上減少している中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20 % 以上を占める原油等の仕入価格が 20 % 上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス 3 % 以上低下している中小企業者。

(注 1) 認定書の様式は市町村(または特別区)で配布しています。(問 3 参照)

(注 2) 指定業種については、問 7 をご参照ください。

問 2 . 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

(答)

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の担当課(商工担当課等)の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受けて下さい。その後、ご希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要となる資料を持参のうえ、保証付き融資を申し込んで下さい。

問 3 . 認定書の様式はどこでもらえますか。

(答)

認定書の様式は、事業所の所在する市町村(または特別区)の担当課(商工担当課等)で配布しています。

問４．いくらまで保証してもらえますか。

(答)

近時の急激な原材料価格等の高騰により厳しい経営環境におかれている業種の方々を対象とし、指定業種を営む中小企業の方は、一般保証の２億８千万円（うち無担保８千万円）までとは別枠で２億８千万円（うち無担保８千万円）までの利用が可能となります。なお、既にセーフティネット保証を利用している場合は合算で２億８千万円までとなります。ただし、認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

問５．保証料率、保証期間、金利はどうなっていますか。

(答)

保証料率については年０．８％以下、保証期間は１０年以内（据置期間１年以内）となっております。詳細は、所在地の[信用保証協会](#)にお問い合わせ下さい。

金利については、ご利用される金融機関毎に異なりますので、金融機関にご相談下さい。

問６．どの業種が指定されているのですか。

(答)

厳しい経営環境におかれている業種について、１０月３１日付で経済産業大臣が５４５業種を指定したほか、その後の経済環境の変化も踏まえ、１１月１４日付けで７３業種を追加し、現在は６１８業種となっております。[\(指定業種リストはこちら\)](#)

問７．指定業種を営んでいないと、緊急保証制度を利用できないのですか。その場合、他に利用できる制度はありませんか。

(答)

緊急保証制度を利用するにあたっては、指定業種を営んでいることが必要です。ただし、指定業種を営んでいない方も、信用保証協会の他の保証制度や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等をご利用することが可能です。所在地の[信用保証協会](#)又は[日本政策金融公庫](#)までご相談下さい。

問 8 . 市区町村で認定書をもらえば、必ず保証してもらえるのですか。

(答)

認定書はあくまでも対象業種等に係る認定となります。
実際の借入については、認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査
がございます。

問 9 . 分類が分からないのですが、どのように調べたら良いでしょうか。

(答)

業種については、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂版）の分類番号に基づき、指
定を行っております。各業種の詳細については、[日本標準産業分類\(PDF/689KB\)](#)に説明
がございます。ご自分の業種がどこに分類されるか分からない場合は、こちらでご確認
下さい。

問 1 0 . 本制度について詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いですか。

(答)

制度の内容等については[地方経済産業局](#)、[信用保証協会](#)等にご照会ください。